令和４年度
国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和５年１０月

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第４条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

目　　次

１　各種報告書の提出件数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（１）贈与等報告書の提出件数
（２）株取引等報告書の提出件数
（３）所得等報告書の提出件数

２　倫理監督官への届出等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）倫理監督官への届出件数
（２）倫理監督官の承認の状況

３　懲戒処分等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）国家公務員倫理法令違反による処分等の状況
（２）懲戒処分の概要の公表の状況

４　政令等の制定又は改廃の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

５　国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（１）国家公務員倫理審査会が行った施策
（２）中央人事行政機関が行った施策
（３）各府省等が行った施策

別表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

１　各種報告書の提出件数

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（倫理法第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

（１）贈与等報告書の提出件数

倫理法第６条第１項では、本省課長補佐級以上の職員（倫理法第２条第２項各号に掲げる職員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長並びに行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされている。倫理法第６条第２項の規定に基づき、そのうち指定職以上の職員（倫理法第２条第３項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る報告書の写しは国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第６号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。また、倫理法第９条第２項の規定に基づき、贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が１件につき２万円を超える部分については、閲覧を請求することができる。

令和４年度の贈与等報告書の提出総数は、9,964件であった。これらのうち、指定職以上の職員に係る報告書の件数は2,033件、また、閲覧を請求することができる報告書の件数は2,784件である（別表１）。

贈与等報告書の提出総数9,964件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が631件（提出総数に占める割合6.3％）、飲食の提供等関係が5,650件（同56.7％）、報酬関係が3,683件（同37.0％）となっている。指定職以上の職員に係る報告書については、金銭、物品等の供与関係が202件（指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合9.9％）、飲食の提供等関係が1,345件（同66.2％）、報酬関係が486件（同23.9％）となっている。

（２）株取引等報告書の提出件数

倫理法第７条第１項では、本省審議官級以上の職員（倫理法第２条第４項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、倫理法第７条第２項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第６号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和４年の株取引等報告書の提出総数は、100件であった（別表２）。

（３）所得等報告書の提出件数

倫理法第８条第１項では、前年１年間を通じて本省審議官級以上の職員であった職員は、毎年、所得等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、同条第３項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第６号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和４年の所得等報告書の提出総数は、1,485件であった（別表２）。

２　倫理監督官への届出等の状況

（１）倫理監督官への届出件数

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）第８条では、職員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が１万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

令和４年度における倫理監督官への届出件数は、全体で682件であった（別表３）。

（２）倫理監督官の承認の状況

倫理規程第９条第１項では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

令和４年度における承認申請件数は、全体で47件であり、その全件について承認された（別表４）。

３　懲戒処分等の状況

（１）国家公務員倫理法令違反による処分等の状況

任命権者及び倫理審査会は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第84条第１項及び倫理法第30条の規定に基づき、職員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該職員に対し、懲戒処分を行うことができる。

令和４年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案は４件（８名）あり、その内訳は、減給６名、戒告２名であった。また、倫理審査会による倫理法違反行為に対する懲戒処分はなかった。

事案の概要は、以下のとおりである。

（事案１）
文部科学省において、利害関係者から供応接待を受けたほか、利害関係の有無を確認するに至っていない者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた職員１名、利害関係者から供応接待、物品の贈与及び無償で役務の提供を受けた職員１名、利害関係者以外の者及び利害関係の有無を確認するに至っていない者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて物品の贈与を受けた職員１名、利害関係者から供応接待を受けたほか、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた職員１名、利害関係者から供応接待を受けた職員１名の計５名について、うち２名に減給６月（俸給の月額の 10 分の２）、うち１名に減給２月（俸給の月額の 10 分の２）、うち１名に減給３月（俸給の月額の 10 分の１）、うち１名に減給１月（俸給の月額の 10 分の１）の処分を行った。なお、当該５名については、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

（事案２）
国税庁の地方支分部局において、利害関係者から金銭の贈与を受けたほか、同者と利害関係がない期間に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭の贈与を受けたことに加え、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて物品の贈与を受けた職員１名について、減給３月（俸給の月額の 10 分の２）の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

（事案３）
国土交通省の地方支分部局において、利害関係者から無償で役務の提供を受けた職員１名について、戒告の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

（事案４）
国土交通省の地方支分部局において、部下職員が利害関係者から無償で役務の提供を受けた行為を黙認した職員１名について、戒告の処分を行った。なお、他の国家公務員法違反行為もあったことから、これらを併せて懲戒処分を行った。

また、令和４年度中に、倫理法違反行為に対して、各府省等の内規による訓告、厳重注意等の処分が行われた事案は、８件（８名）であった。

（２）懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第27条第１項及び第32条では、任命権者及び倫理審査会は、自ら行った懲戒

処分につき職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要の公表をすることができるとされている。

令和４年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案については、４件全ての概要が公表された。

４　政令等の制定又は改廃の状況

令和４年度に制定又は改廃が行われた倫理法に基づく政令、人事院規則、訓令又は規則は、以下のとおりである。

○国家公務員倫理規程の一部改正

公布年月日	施行年月日	政　令　名	概　　要
令和５年３月30日	令和５年４月１日	こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和５年政令第126号）	こども家庭庁の設置に伴い、倫理規程中に、「こども家庭庁」を加える改正を行った。

なお、この改正については、倫理法第５条第６項の規定に基づき、別途国会に報告する。

５　国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感のかん養・保持等のための施策

（１）国家公務員倫理審査会が行った施策

倫理審査会は、贈与等報告書等の審査、倫理法違反行為に対する懲戒処分の承認、必要な指導等のほか、次の施策を講じた。

①　各府省等の本省の倫理事務担当者等に対する各種連絡・周知等の機会や官房長等との懇談会を通じて、倫理研修の定期的・計画的な実施、職員の職務に係る倫理の保持のための相談・通報窓口の利活用促進の要請を行った。併せて各府省等における倫理保持のための取組の参考となるよう、各府省等で実施された啓発活動や倫理的な組織風土の構築のための取組の具体例の共有等を行った。

②　倫理制度の周知徹底及び各府省等における倫理保持に係る取組の推進を目的と

して、本府省等で実務を担う倫理事務担当者等を対象に、倫理制度説明会を４月及び10月にWebで１回ずつ開催した。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、地方機関に対しては、説明の模様を録画した映像資料を政府共通の電子掲示板を通じて提供し、また、一部地方機関を対象にWeb又は対面での説明会を開催した。

③　各府省等におけるｅラーニングに資する教材（自習研修教材）として、一般職員用、課長補佐級職員用及び幹部・管理職員用の３階層の教材を各府省等に配布した。また、若手職員向けに倫理制度をより分かりやすく解説したマンガ教材を「国家公務員倫理教本」と合本して職員に配布したほか、倫理審査会ホームページに掲載した。

④　府省等からの要請に応じて、事務局職員を各府省等が実施する倫理研修等に講師として派遣しており、令和４年度は、各府省等における階層別研修など延べ 43 コース（うち Web を通じたものは 28 コース）に講師を派遣し、倫理制度の解説、具体的なケースを用いた倫理制度に対する理解の浸透や相談・通報の仕組みの周知などを行った。また、一部の研修においては、密を回避した形式のもとで具体的なケースを想定した参加者間での討議を取り入れることで、より当事者意識を持って研修に参加し、考える機会を持てるよう工夫を行った。

⑤　令和４年度も12月の１か月間を「国家公務員倫理月間」（以下「倫理月間」という。）とした。倫理月間に際し、毎年、職員向けの標語を募集しているところ、令和４年度は新たに、事業者向けの標語の募集も行った。公募作品の中から採用した標語「倫理観　高いあなたに　信頼感」（職員向け）、「ダメなんです。もらえないんです、その気持ち。」（事業者向け）を用いた啓発用ポスターを作成し、各府省等のほか、全国の地方公共団体及び経済団体等に配布した。このうち、各府省等には、配布した職員向けの標語を用いたポスターについて、各部署の管理者自らが倫理に関するメッセージを記入した上で掲示するよう要請を行い、実際に多くの府省等において工夫を凝らした様々なメッセージが書き込まれた。このほか、企業倫理・コンプライアンスの専門家を招いてWebを通じた講演会を幹部・管理職員向け及び一般職員向けに計２回開催するとともに、各府省等の倫理監督官等に対し、幹部・管理職員への直接の注意喚起、職場での相談しやすい環境づくり、組織内外の相談・通報窓口の周知徹底などの要請を行った。また、ｅラーニングによる研修について、倫理月間後に採用された職員等を含めた全職員を受講対象とすることや受講完了者の把握・未受講者への受講の督促を行うことなどを各府省等に対して要請した。

⑥　国家公務員と接触する機会のある民間企業等における倫理法・倫理規程に関する理解の促進を図るため、全国の経済団体等に対し機関誌やウェブサイトへの公務員

倫理に関する記事やパンフレットなどの掲載、会員企業のコンプライアンス担当部署に対する広報依頼など、事業者等に対する広報活動への協力依頼等を行った。新たに作成した事業者向けの啓発用ポスターについては、倫理審査会の会長及び委員が日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会を訪問し、当該啓発用ポスター等の広報依頼を行うとともに、国家公務員倫理に関するルールの説明及び意見交換を行った。

また、地方公共団体に対して、当該啓発用ポスターの電子媒体を 47 都道府県、20 政令指定都市に配布し、周知、広報活動を行った。

このほか、倫理保持のための施策の企画等に活用するため、市民と職員それぞれを対象とする公務員倫理に関するアンケート調査を実施するとともに、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について各界から幅広く意見を聴取した。

（２）中央人事行政機関が行った施策

中央人事行政機関の事務として、内閣官房及び人事院が行った施策は、次のとおりである。

① 内閣官房は、「令和４年度における人事管理運営方針」（令和４年３月30日内閣総理大臣決定）において、職員への明確なメッセージの発出、研修の実施等を通じて、倫理法・倫理規程の適正な運用に万全を期することにより、公務員倫理の向上に努めるよう各府省等に対して周知徹底した。

② 内閣官房及び人事院は、以下の研修において、職員の倫理感のかん養・保持のためのカリキュラムを実施した。

ア 第 56 回国家公務員合同初任研修（内閣官房・人事院）（修了者数 791 名）

イ 行政研修、本府省等職員研修及び地方機関職員研修（人事院）（修了者数 2,410 名。ただし、ア及びウを除く。）

ウ 討議式研修「公務員倫理を考える」（ＪＫＥＴ）指導者養成コース（人事院）（修了者数 26 名）

（３）各府省等が行った施策

各府省等が行った施策は、次のとおりである。

① 倫理監督官等から職員に向けたメッセージの発出、倫理審査会が作成した「国家公務員倫理教本」、倫理啓発パンフレットの職員への配布等を通じて、倫理法の周知徹底の指示・指導を行った。

② 階層別研修等において倫理講座を設定するなど、受講者の立場に応じた研修・講座の設定・充実等を行った。

③ 利害関係者となり得る関係団体や契約の相手方に対して、各種パンフレット等を

配布するなど、制度の周知や倫理法・倫理規程の遵守について協力を要請した。

④　日常業務のほか、課内連絡会議等を通じて、管理・監督の地位にある者から部下職員に対して指導を行った。

⑤　管理・監督の地位にある者に対して、会議等における指示・指導のほか、研修等における講座の設定・充実等を行った。

⑥　倫理規程にのっとり適切に対応したことを疎明することの重要性について会議等を通じて周知・徹底した。

⑦　その他各職場の状況を踏まえたリーフレット等を作成して配布するなど、各府省等が独自の取組を行った。

別表１－１　贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁全体）

（単位：件）

府省等名	金銭、物品等の供与	うち２万円超	飲食の提供等	うち２万円超	報酬 ※１	うち２万円超	合計	うち２万円超
会計検査院	5	0	20	2	27	24	52	26
内閣官房	5	2	20	0	34	26	59	28
内閣法制局	0	0	7	0	67	9	74	9
人事院	2	0	4	0	7	7	13	7
内閣府	3	2	56	3	41	21	100	26
宮内庁	0	0	0	0	39	17	39	17
公正取引委員会	15	0	2	0	6	3	23	3
国家公安委員会	8	1	11	1	34	23	53	25
警察庁	11	3	20	2	154	110	185	115
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	1	0	1	0
金融庁	5	0	158	54	1	0	164	54
消費者庁	3	1	5	2	2	2	10	5
デジタル庁	0	0	7	0	10	6	17	6
復興庁	1	0	4	3	2	2	7	5
総務省	13	0	130	9	247	201	390	210
公害等調整委員会	0	0	0	0	2	0	2	0
消防庁	1	0	1	0	25	15	27	15
法務省	43	4	107	0	668	348	818	352
出入国在留管理庁	35	2	9	0	1	1	45	3
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	2	0	3	3	5	3
外務省	219	41	517	64	84	49	820	154
財務省	9	2	175	7	80	67	264	76
国税庁	41	6	378	11	208	185	627	202
文部科学省	22	0	99	23	541	343	662	366
スポーツ庁	16	2	22	8	6	6	44	16
文化庁	6	1	16	5	52	37	74	43
厚生労働省	13	4	173	4	950	542	1,136	550
中央労働委員会	7	0	4	0	0	0	11	0
農林水産省	61	4	481	70	72	37	614	111
林野庁	0	0	170	3	2	2	172	5
水産庁	3	0	51	6	0	0	54	6
経済産業省	6	1	579	51	75	68	660	120
資源エネルギー庁	0	0	6	2	1	0	7	2
特許庁	1	0	8	0	13	9	22	9
中小企業庁	3	0	10	3	0	0	13	3
国土交通省	50	2	2,155	68	162	88	2,367	158
観光庁	7	1	74	5	6	3	87	9
気象庁	12	7	2	1	17	6	31	14
運輸安全委員会	0	0	9	1	0	0	9	1
海上保安庁	2	2	82	3	10	6	94	11
環境省	2	0	72	0	31	18	105	18
原子力規制委員会	0	0	2	0	1	0	3	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計①	630	88	5,648	411	3,682	2,284	9,960	2,783

別表１－２　贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人全体）

（単位：件）

行政執行法人名	金銭、物品等の供与	うち２万円超	飲食の提供等	うち２万円超	報酬 ※１	うち２万円超	合計	うち２万円超
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	1	1	1	1
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	1	0	2	0	0	0	3	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②	1	0	2	0	1	1	4	1

合計（小計①＋小計②）	631	88	5,650	411	3,683	2,285	9,964	2,784
割合 ※２	6.3%		56.7%		37.0%			

（贈与等報告書を提出すべき職員に係る報告書の件数に占める割合(%)）

※１　報酬とは、原稿料、講演料等である。

※２　割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表１－３　贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職未満）

（単位：件）

府省等名	金銭、物品等の供与	うち２万円超	飲食の提供等	うち２万円超	報酬 ※1	うち２万円超	合計	うち２万円超
会計検査院	4	0	8	2	26	24	38	26
内閣官房	3	1	5	0	29	23	37	24
内閣法制局	0	0	4	0	66	8	70	8
人事院	2	0	3	0	7	7	12	7
内閣府	2	1	36	2	13	8	51	11
宮内庁	0	0	0	0	39	17	39	17
公正取引委員会	7	0	2	0	2	0	11	0
国家公安委員会	5	1	9	0	32	22	46	23
警察庁	10	3	12	1	142	101	164	105
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	1	0	1	0
金融庁	4	0	82	30	1	0	87	30
消費者庁	2	1	2	1	2	2	6	4
デジタル庁	0	0	3	0	7	5	10	5
復興庁	0	0	2	2	2	2	4	4
総務省	6	0	95	5	231	189	332	194
公害等調整委員会	0	0	0	0	2	0	2	0
消防庁	1	0	0	0	20	11	21	11
法務省	11	3	47	0	401	193	459	196
出入国在留管理庁	16	2	7	0	0	0	23	2
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	2	0	1	1	3	1
外務省	169	32	369	38	71	44	609	114
財務省	4	0	114	3	68	65	186	68
国税庁	41	6	358	10	208	185	607	201
文部科学省	14	0	72	14	525	337	611	351
スポーツ庁	4	0	11	4	0	0	15	4
文化庁	6	1	13	2	35	22	54	25
厚生労働省	13	4	141	2	885	506	1,039	512
中央労働委員会	5	0	0	0	0	0	5	0
農林水産省	46	2	340	45	70	35	456	82
林野庁	0	0	141	1	2	2	143	3
水産庁	2	0	37	4	0	0	39	4
経済産業省	1	0	476	36	74	67	551	103
資源エネルギー庁	0	0	6	2	1	0	7	2
特許庁	1	0	5	0	12	8	18	8
中小企業庁	2	0	6	2	0	0	8	2
国土交通省	33	2	1,744	37	157	85	1,934	124
観光庁	1	0	45	2	5	2	51	4
気象庁	12	7	1	1	17	6	30	14
運輸安全委員会	0	0	3	0	0	0	3	0
海上保安庁	0	0	56	1	10	6	66	7
環境省	1	0	44	0	31	18	76	18
原子力規制委員会	0	0	2	0	1	0	3	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③	428	66	4,303	247	3,196	2,001	7,927	2,314

別表１－４　贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人職員のうち国家公務員倫理法第２条第３項第４号に該当しない者）

（単位：件）

行政執行法人名	金銭、物品等の供与	うち２万円超	飲食の提供等	うち２万円超	報酬 ※1	うち２万円超	合計	うち２万円超
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	1	1	1	1
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	1	0	2	0	0	0	3	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計④	1	0	2	0	1	1	4	1

合計（小計③＋小計④）	429	66	4,305	247	3,197	2,002	7,931	2,315
割合 ※２	5.4%		54.3%		40.3%			

（指定職未満の職員に係る報告書の件数に占める割合(%)）

※１　報酬とは、原稿料、講演料等である。

※２　割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表１－５　贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職以上）

（単位：件）

府省等名	金銭、物品等の供与	うち２万円超	飲食の提供等	うち２万円超	報酬 ※１	うち２万円超	合計	うち２万円超
会計検査院	1	0	12	0	1	0	14	0
内閣官房	2	1	15	0	5	3	22	4
内閣法制局	0	0	3	0	1	1	4	1
人事院	0	0	1	0	0	0	1	0
内閣府	1	1	20	1	28	13	49	15
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	8	0	0	0	4	3	12	3
国家公安委員会	3	0	2	1	2	1	7	2
警察庁	1	0	8	1	12	9	21	10
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	0	76	24	0	0	77	24
消費者庁	1	0	3	1	0	0	4	1
デジタル庁	0	0	4	0	3	1	7	1
復興庁	1	0	2	1	0	0	3	1
総務省	7	0	35	4	16	12	58	16
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	1	0	5	4	6	4
法務省	32	1	60	0	267	155	359	156
出入国在留管理庁	19	0	2	0	1	1	22	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	2	2	2	2
外務省	50	9	148	26	13	5	211	40
財務省	5	2	61	4	12	2	78	8
国税庁	0	0	20	1	0	0	20	1
文部科学省	8	0	27	9	16	6	51	15
スポーツ庁	12	2	11	4	6	6	29	12
文化庁	0	0	3	3	17	15	20	18
厚生労働省	0	0	32	2	65	36	97	38
中央労働委員会	2	0	4	0	0	0	6	0
農林水産省	15	2	141	25	2	2	158	29
林野庁	0	0	29	2	0	0	29	2
水産庁	1	0	14	2	0	0	15	2
経済産業省	5	1	103	15	1	1	109	17
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	3	0	1	1	4	1
中小企業庁	1	0	4	1	0	0	5	1
国土交通省	17	0	411	31	5	3	433	34
観光庁	6	1	29	3	1	1	36	5
気象庁	0	0	1	0	0	0	1	0
運輸安全委員会	0	0	6	1	0	0	6	1
海上保安庁	2	2	26	2	0	0	28	4
環境省	1	0	28	0	0	0	29	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑤	202	22	1,345	164	486	283	2,033	469

別表１－６　贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人のうち国家公務員倫理法第２条第３項第４号に該当する者）

（単位：件）

行政執行法人名	金銭、物品等の供与	うち２万円超	飲食の提供等	うち２万円超	報酬 ※１	うち２万円超	合計	うち２万円超
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑥	0	0	0	0	0	0	0	0

合計（小計⑤＋小計⑥）	202	22	1,345	164	486	283	2,033	469
割合 ※２	9.9%		66.2%		23.9%			

（指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合(%)）

※１　報酬とは、原稿料、講演料等である。

※２　割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表２　株取引等報告書及び所得等報告書の提出件数

（単位：件）

府省等名	株取引等報告書	所得等報告書
会計検査院	2	17
内閣官房	0	51
内閣法制局	1	6
人事院	1	13
内閣府	6	54
宮内庁	1	8
公正取引委員会	1	8
国家公安委員会	3	20
警察庁	3	27
個人情報保護委員会	0	1
カジノ管理委員会	0	5
金融庁	0	15
消費者庁	0	4
デジタル庁	2	10
復興庁	2	5
総務省	3	42
公害等調整委員会	0	1
消防庁	0	3
法務省	42	771
出入国在留管理庁	1	13
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	1	13
外務省	10	43
財務省	1	49
国税庁	0	13
文部科学省	1	15
スポーツ庁	0	2
文化庁	1	4
厚生労働省	3	47
中央労働委員会	1	3
農林水産省	3	35
林野庁	1	8
水産庁	0	4
経済産業省	1	37
資源エネルギー庁	0	5
特許庁	0	6
中小企業庁	0	1
国土交通省	6	78
観光庁	0	2
気象庁	1	8
運輸安全委員会	0	1
海上保安庁	1	12
環境省	1	15
原子力規制委員会	0	10
防衛省	0	0
小計①	100	1,485

行政執行法人名	株取引等報告書	所得等報告書
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計（小計①＋小計②）	100	1,485

別表３　倫理監督官への届出件数

（単位：件）

府省等名	届出件数
会計検査院	0
内閣官房	1
内閣法制局	0
人事院	0
内閣府	4
宮内庁	0
公正取引委員会	0
国家公安委員会	2
警察庁	4
個人情報保護委員会	0
カジノ管理委員会	0
金融庁	3
消費者庁	0
デジタル庁	3
復興庁	0
総務省	66
公害等調整委員会	0
消防庁	8
法務省	3
出入国在留管理庁	0
公安審査委員会	0
公安調査庁	0
外務省	15
財務省	13
国税庁	57
文部科学省	23
スポーツ庁	9
文化庁	1
厚生労働省	47
中央労働委員会	0
農林水産省	180
林野庁	11
水産庁	22
経済産業省	117
資源エネルギー庁	23
特許庁	0
中小企業庁	9
国土交通省	37
観光庁	14
気象庁	0
運輸安全委員会	0
海上保安庁	0
環境省	9
原子力規制委員会	1
防衛省	0
小計①	682

行政執行法人名	届出件数
独立行政法人国立公文書館	0
独立行政法人統計センター	0
独立行政法人造幣局	0
独立行政法人国立印刷局	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0
小計②	0

合計（小計①＋小計②）	682

別表４　倫理監督官の承認の状況

（単位：件）

府省等名	申請件数	承認された件数
会計検査院	0	0
内閣官房	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
内閣府	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	0	0
個人情報保護委員会	0	0
カジノ管理委員会	0	0
金融庁	0	0
消費者庁	0	0
デジタル庁	0	0
復興庁	0	0
総務省	5	5
公害等調整委員会	0	0
消防庁	4	4
法務省	0	0
出入国在留管理庁	0	0
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	0
外務省	2	2
財務省	0	0
国税庁	0	0
文部科学省	2	2
スポーツ庁	0	0
文化庁	2	2
厚生労働省	16	16
中央労働委員会	0	0
農林水産省	4	4
林野庁	0	0
水産庁	0	0
経済産業省	0	0
資源エネルギー庁	0	0
特許庁	0	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	12	12
観光庁	0	0
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	0
防衛省	0	0
小計①	47	47

行政執行法人名	申請件数	承認された件数
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計（小計①＋小計②）	47	47